

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年11月6日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,957,000	27,957,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	27,957,000	27,957,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2015年度株式報酬型ストックオプション(新株予約権)

決議年月日	平成27年6月23日
新株予約権の数	240個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	24,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月9日から平成57年7月8日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 672円 資本組入額 336円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

2015年度有償ストックオプション（新株予約権）

決議年月日	平成27年7月15日
新株予約権の数	430個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	43,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 781円（注2）
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から平成30年6月30日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 811円 資本組入額 406円
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社が平成28年3月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において連結経常利益が3,537百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記新株予約権の行使期間の期間内において行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	27,957,000	—	2,666,485	—	2,434,555

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
有限会社藤和興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	3,014	10.78
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,650	5.90
ビービーエイチ フォー フィデリ ティ ロー プライズド ストック フ ァンド(プリンシパル オール セク ター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,649	5.90
コンドーテック社員持株会	大阪市西区境川二丁目2番90号	1,392	4.98
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,247	4.46
株式会社Fプランニング	兵庫県西宮市仁川町四丁目4番10号	900	3.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	753	2.70
近藤 純位	兵庫県西宮市	752	2.69
株式会社藤勝興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	676	2.42
株式会社藤登興産	大阪市大正区泉尾三丁目20番30号	676	2.42
計	—	12,712	45.47

(注) 1 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である他3社から、平成27年5月11日付で大量保有報告書の変更報告書(No. 1)の提出があり、平成27年4月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	895	3.20
三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	29	0.10
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	181	0.65
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託(香港)有限公司)	Suites 2506-9, ATA Central, 1 Central, Hong Kong	68	0.25
計	—	1,174	4.20

2 平成27年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書(No. 3)においてフィデリティ投信株式会社が、平成27年8月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	1,871	6.69

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 204,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,742,800	277,428	—
単元未満株式	普通株式 9,500	—	—
発行済株式総数	27,957,000	—	—
総株主の議決権	—	277,428	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式400株 (議決権4個) が含まれております。

2 三菱UFJ信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) が所有する当社株式82,900株 (議決権829個) は、「完全議決権株式 (その他)」に含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) コンドーテック株式会社	大阪市西区境川 二丁目2番90号	204,700	—	204,700	0.73
計	—	204,700	—	204,700	0.73

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) が所有する当社株式82,900株は、上記自己株式には含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。